

令和 6 年度から令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 (二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)  
 ～公募説明会及びメールでの質疑応答～

作成日：令和 6 年 5 月 9 日

**【1. 設備補助事業全般】**

＜事業形態＞

Q1-10:	応募後、事業を追加することは可能か。
A1-10:	応募後、事業を追加する場合は別案件として応募して下さい。

Q1-11:	同一国における類似技術の採択実績が 10 件以上の技術は採択しない理由は何か。
A1-11:	限られた財源の中で 1 億トンの削減目標を達成していく上で、政府支援と民間 JCM の双方で効果的に実施してまいります。そのためには、新規国で第 1 号案件を組成するとともに、導入実績のない優れた脱炭素技術や大型案件を優先的に支援し、また、これまで多くの実績がある分野については、民間 JCM への移行を進めていくことが重要となるためです。

Q1-12:	同一国における類似技術の採択実績が 9 件の技術は、今年度もう 1 件が採択されない限り来年度採択の可能性はあるか。 また、今年度もう 1 件採択された場合でも、今年度さらに採択される可能性はあるか。
A1-12:	今年度もう 1 件が採択されない限り、来年度採択の可能性はございます。 類似技術のこれまでの採択件数は年度の途中に更新しませんので、今年度は複数案件の採択も可能です。

**【2. 補助対象事業】**

＜事業形態＞

Q2-4:	送電網からの電力を蓄電池に充放電する蓄電池のみの事業は設備補助の対象となるか。
A2-4:	採択審査基準の別紙の技術別採択条件の「3. 蓄電池単独」とおり、再生可能エネルギー発電設備で発電された電力のみを充電する事業が対象となります。一般的に送電網の電力は再生可能エネルギー以外で発電された電力を含むため対象外となります。 その他の条件については公募要領をご確認ください。

**【4. 補助対象経費・利益排除】**

＜補助対象経費(設備機器・モニタリング機器)＞

Q4-20:	導入設備の適切な設置のために日本国内から技術指導員の派遣を行いたいと考えている。この派遣費については「④測量及び試験費」として補助対象経費に含めて申請することが可能か。
A4-20:	技術指導員派遣が必要なことを確認したうえで、補助対象経費として計上頂けます。

**【6. 応募方法・提案書類】**

＜実施計画書、PIN(Project Idea Note for the JCM Project)＞

Q6-14:	実施計画書の「補助金の必要性」および「日本の追加的貢献」欄には具体的にどのような内容を記載すればよいか。
A6-14:	「補助金の必要性」には、事業を行うにあたって、補助金が必要となる理由、あるいは補助金がないと事業にどのような影響を及ぼすかを記載して下さい。「日本の追加的貢献」には本事業の実施によりパートナー国の GHG 削減目標達成に追加的に貢献出来ることを記載して下さい。

＜その他提出書類＞

Q6-30:	GHG 排出削減量算定ファイルが準備されていない技術について CDM の方法論を使用してもよいか。
A6-30:	CDM の方法論はそのまま JCM に適用することはできませんが、削減量算定ファイルがない技術については、JCM の考え方に基づいて削減効果が定量化できる方法で算出して下さい。

---

**【11. JCM エコリース事業】**

Q11-10:	JCM エコリースについては、同一国で類似技術 10 件の制限の対象か。
A11-10:	対象となります。

以上